

## ■ 目的及び事業 ■

### 北海道立博物館条例（抄）

第1条 北海道における教育、学術及び文化の振興を図るため、北海道立博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
北海道立北方民族博物館	網走市
北海道立文学館	札幌市
北海道立釧路芸術館	釧路市

第5条 教育委員会は、公共団体又は公共的団体に対し、博物館の管理を委託する。

### 財団法人北海道文学館寄附行為（抄）

（昭和63年11月1日 北海道教育委員会許可）  
（平成7年2月2日 北海道教育委員会一部変更認可）  
（平成7年4月7日 北海道教育委員会一部変更認可  
(目的)

第3条 この法人は、北海道にゆかりのある文学資料を収集保存し、広く道民の利用に供するとともに北海道の風土に根ざした文学の振興に必要な事業を行い、もって北海道の文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

#### （事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道の区域内において次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 北海道にゆかりのある文学資料を収集、整理、保存し、及び道民の利用に供すること。
- (2) 文学に関する展覧会、文芸講演会、文芸講座等を開催すること。
- (3) 文学に関する調査研究を行うこと。
- (4) 文学愛好団体等の活動に対し支援すること。
- (5) 道民の文学に対する関心を高めるため啓発広報活動を行うこと。
- (6) 文学に関する各種刊行物を編集及び刊行すること。
- (7) 北海道教育委員会の委託を受けて、北海道立文学館の管理運営を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯する事業。

### 北海道立文学館利用規則（抄）

（北海道教育委員会規則平成7年1月4日施行）

#### （文学館の目的）

第1条の2 北海道立文学館（以下「文学館」という。）は、文学に関する書籍、原稿、書簡、文献、写真その他の資料及び文学者の遺品等（以下「文学資料」という。）を収集し、保存し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする。

#### （文学館の事業）

第1条の3 文学館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文学資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 文学館が収集した文学資料を閲覧に供すること。
- (3) 文学に関する展覧会、講演会、講座、映画鑑賞会その他の催し（以下「文学に関する催し」という。）を開催し、及び他の行うそれらの催しに協力すること。
- (4) 一般公衆に対して、文学資料の利用に関し、必要な説明、助言等を行うこと。
- (5) 特別展示室又は講堂（以下「特別展示室等」という。）を文学に関する催しの利用に供すること。
- (6) 文学及び文学資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (7) 文学資料の保管、展示等に関する技術的研究を行うこと。
- (8) 文学に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (9) 他の文学館、図書館、美術館、博物館、研究機関等と緊密に連携し、及び協力し、刊行物及び情報の交換、文学資料の相互貸借等を行うこと。
- (10) 地域における学校、図書館、公民館等の教育又は文化に関する諸施設が行う文学に関する活動を援助すること。
- (11) その他文学館の目的を達成するために必要な事業